# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関す る事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

美馬市長

### 公表日

令和6年3月11日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務			
②事務の概要	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等) ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤医療扶助のオンライン資格確認に関する事務(委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務を含む)			
③システムの名称	<ol> <li>生活保護システム</li> <li>中間サーバー(自治体・医療保険者等向け)</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>レセプト管理システム</li> <li>統合専用端末</li> </ol>			
2 特定個人情報ファイルタ				

### 2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「番号法」という)第9条第2項

・美馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第6の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、119、120 【別表第二における情報照会の根拠】項番26、121 上記、「番号法別表第二」における情報提供および情報公開の根拠とした各項における主務省令で定める事務および情報について、それぞれを定める条項。

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	美馬市保険福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 - 美馬市保険福祉部生活福祉課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5604

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年1月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	l6年1月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重	点項目評価書又は全	≧項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシステ.	ムを通じた入手を関	<b>余く。</b> )			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワーク	<b>ァシステムを通じた提</b>		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]#		]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・シ	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ]外部監			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている	<b>ა</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	こいる		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月29日	I 1②事務の概要	⑤医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する事務	⑤医療扶助のオンライン資格確認に関する事務(委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務を含む)	事前	